

様式第26（第62条関係）

1 予 防 規 程 制 定 認 可 申 請 書
変 更

3 殿		2 年 月 日	
4 申 請 者			
住 所		(電 話)	
氏 名			
5 設 置 者	住 所	電 話	
	氏 名		
設 置 場 所		6	
製 造 所 等 の 別		7	貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		9 年 月 日 第 号	
危 険 物 の 類 、 品 名 (指 定 数 量) 、 最 大 数 量		1 0	指 定 数 量 の 倍 数
作 成 予 防 規 程 年 月 日 変 更		1 1 年 月 日	
※ 受 付 欄		※ 備 考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。
4 ※印の欄は、記入しないこと。

[予防規程制定・変更認可申請書記入要領]

1. 制定又は変更のいずれか一方を二重線で末梢する。
2. 申請日（申請書提出日）を記入する。
3. あて先は、「東京消防庁 消防総監」と記入する。島しょ地区の場合は「東京都知事」と記入する。
4. 「申請者」欄は、当該危険物施設を管理・使用している代表者の住所、氏名を記入する。
申請者が法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。
5. 「設置者」欄は、当該危険物施設の設置者の住所、氏名を記入する。
6. 「設置場所」欄は、当該危険物施設の所在地を記入する。
7. 「製造所等の別」欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記入する。
8. 「貯蔵所又は取扱所の区分」欄は、危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）を記入する。製造所の場合は斜線により抹消する。
9. 「設置の許可年月日及び許可番号」欄は、当該危険物施設の設置許可年月日・番号を記入する。
10. 「危険物の類、品名、最大数量」欄は、当該危険物施設の設置（変更）許可申請書、品名・数量又は指定数量の倍数変更届出書等を確認して記入する。
11. 「予防規程作成変更年月日」欄は、予防規程の作成又は変更の別とその年月日を記入する。
 - * 予防規程作成対象施設が2以上存在する事業所が一括して予防規程を申請する場合は、代表する施設を当該申請書に記載し、他施設については、4～8を記入した任意の形式の資料を添付すること。
 - * 別紙1，2の例を参考に震災時等の緊急対応、施設の応急点検、臨時的な貯蔵・取扱いの手順、定期的な従業員に対する教育、対応訓練等の実施者、実施時期、方法、内容等に関する事項を予防規程の本文に追加し、又は予防規程の追加事項として添付する。

設備等の故障時におけるあらかじめ準備された代替機器の使用の例

第〇章 緊急用ポンプに係る安全対策等

(緊急用ポンプを使用する事象)

第〇条 震災等において、緊急活動、復旧活動等を行う自動車等に燃料を提供する必要がある場合（又は「〇〇協定に基づく緊急車両等への燃料提供を行う場合」など）で、かつ、震災等により計量機による給油等ができない場合には、緊急用ポンプによる給油作業等を行うことができる。

(緊急用ポンプの使用可否の判断)

第〇条 緊急用ポンプを使用する際には、所長は、別表〇に定める「地震後の点検項目」により把握した給油取扱所の被害及び応急措置の状況を再確認するとともに、別表〇に定める「再開の判断要素」に基づき、緊急用ポンプの使用可否を判断する。

(緊急用ポンプの設定位置等)

第〇条 緊急用ポンプを使用する場合における当該緊急用ポンプの設定可能範囲及び専用タンクの吸入ホースの挿入口は、別図〇に示す範囲内及び計量口（又は「予備ソケット」）とする。

(緊急用ポンプの使用時の安全対策)

第〇条 緊急用ポンプにより給油等を行う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 給油等を行う油種は、緊急用ポンプごとに定めた油種とし、当該油種以外の油種の給油等を行わない。
- (2) 給油作業等は帯電防止衣等を着用した従業員が行い、危険物取扱者が立ち会う。
- (3) 給油作業等を行う場合に消火器を配備する。
- (4) 緊急用ポンプの接地導線をローリー用接地端子に接続する。
- (5) 緊急用ポンプの吸入ホース及び給油ホースを緊急用ポンプ本体に確実に緊結する。
- (6) 緊急用ポンプの吸入ホースと専用タンクの計量口との間隙部は、可燃性蒸気が放出しない措置を講ずる。
- (7) 所内の車両誘導を適切に行うとともに、緊急用ポンプ本体、吸入ホース等への衝突防止措置を講ずる。
- (8) 給油等を行う場合は、火花を発する機械器具の有無等周囲の安全確認を行うとともに、自動車等のエンジン停止を確認する。
- (9) 緊急用ポンプを撤収する際は、緊急用ポンプの吸入ホース、ポンプ本体、給油ホース等の残油の抜き取りを行うとともに、専用タンクの計量口のふたを閉鎖する。

(緊急用ポンプの維持管理)

第〇条 緊急用ポンプの保管場所は、別図〇に示す位置とともに、所長は、施錠管理により盗難防止等に努める。

2 所長は、緊急用ポンプについて、定期的にメンテナンス業者の点検を受けるなど、適正な維持管理に努める。

（緊急用ポンプの操作等に係る教育、訓練）

第〇条 緊急用ポンプの操作等に係る教育、訓練については、次によるものとする。

- (1) 教育については、第〇条に定める保安教育に含めて実施する。
- (2) 訓練については、第〇条に定める訓練のうち、震災訓練に含めて実施する。

2 緊急用ポンプの操作訓練、試運転等において、専用タンク内の危険物の給油等を行う場合には、次によるものとする。

- (1) 営業を一時停止するとともに、所内に自動車等が進入しない措置を講ずる。
- (2) 給油量は、必要最小限かつ指定数量未満とする。

停電時における非常用電源や手動機器の活用の例

第〇章 緊急用発電機等に係る安全対策

(緊急用発電機等を使用する事象)

第〇条 震災等により停電が発生した場合には、緊急用発電機等を使用し固定給油設備等へ電源供給することができる。

(緊急用発電機等を使用可否の判断)

第〇条 緊急用発電機等を使用する際には、所長は、別表〇に定める「地震後の点検項目」により把握した給油取扱所の被害及び応急措置の状況を再確認するとともに、別表〇に定める「再開の判断要素」に基づき、緊急用発電機等の使用及び施設の再稼働を判断する。

(緊急用発電機等の設置位置)

第〇条 緊急用発電機等は別図〇に示す、周囲に危険物、可燃性蒸気及び可燃物等がなく、避難及び車両の通行に支障のない場所に設定する。

(緊急用発電機等の安全対策)

第〇条 緊急用発電機等を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該発電機本体を設置すること。
- (2) 緊急用発電機等に燃料を補給する際は、当該発電機の運転を停止すること。
- (3) 保管場所は〇〇〇とし、定期的に点検を受けるなど、適正に維持管理すること。
- (4) 緊急用発電機等のコードは2本以上のケーブルを延長接続して使用しないこと。

(緊急用発電機等の操作に係る教育訓練)

第〇条 緊急用発電機等の操作に係る教育訓練は、それぞれ第〇条に定める保安教育及び第〇条に定める震災訓練に含めて実施する。